

那覇市公報

第1544号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（障がい福祉課） 975
- 那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 987
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 1000
- 那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画調整課） 1003

◇告 示

- 平成 23 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について（秘書広報課） 1004
- 平成 23 年度「広報なは・市民の友」印刷製本業務契約に係る条件付き一般競争入札の実施について（秘書広報課） 1005

◇公 告

- 平成 23 年度 那覇市消防複写機リース契約の入札の実施について（消防本部総務課） 1007
- 「那覇市緊急通報システム事業及び那覇市シルバーハウジング緊急通報システム事業」に係る一般競争入札の実施について（ちゃーがんじゅう課） 1008
- 「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼について（情報政策課） 1009
- 平成 23 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について（管財課） 1010

◇教育委員会告示

○那覇市体育施設の指定管理者の指定について（市民スポーツ課）……………1014

◇消防本部公告

○消防法に基づく命令の公告について（消防本部総務課）……………1015

◇上下水道局規程

○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程
（上下水道局総務課）……………1016

規 則

那覇市規則第 2 号

平成23年 3 月 1 日

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部改正）

第1条 那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（徴収金の額） 第2条 納入義務者が納付すべき徴収金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 児童福祉法第22条の規定により、助産施設に入所措置を採った場合 <u>別表第1</u>により算定した額 (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第18条第2項の障害者支援施設等への入所又は指定医療機関への入院の措置を採った場合 <u>入所者又は入院した者にあっては別表第2、扶養義務者にあっては別表第3により算定した額</u> (3) 知的障害者福祉法第15条の4第1項の障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「<u>のぞみの園</u>」という。）への入所措置を採った場合 <u>入所者</u>にあって	（徴収金の額） 第2条 [略] (1) 児童福祉法第22条の規定により、助産施設に入所措置を採った場合 <u>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)児童入所施設徴収金基準額表により算定した額</u> (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第18条第2項の障害者支援施設等への入所又は指定医療機関への入院の措置を採った場合 <u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号)別紙やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準(次号において「平成18年通知基準」という。)</u>により算定した額 (3) 知的障害者福祉法第15条の4第1項の障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行った場合又は同法第16条第1項第2号の障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「<u>のぞみの園</u>」という。）への入所措置を採った場合 <u>平成18年通知</u>

ては別表第2、扶養義務者にあつては 別表第3により算定した額 (4) [略] 2～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	基準により算定した額 (4) [略] 2～5 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

助産施設徴収金表

市町村施設使用料徴収表

税額等による階層区分				徴収金
階層区分		定義		
A階層		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0
B階層		A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		2, 200
C階層	C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯であって、	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	4, 500
	C2	その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	6, 600
D階層		A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16, 800円まで	9, 000
備考				
1 上表の「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 上表の「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第18条 3 妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において分娩費、出産費、助産費等の出産に関する給付金(以下「出産給付費」という。)を受けることができる場合には、その出産給付費の額に、B階層にあつては0.2、C階層にあつては0.3、D階層にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た額を				

上表の徴収金の額に加えるものとする。なお、上表の徴収金の額は、その入所の措置が採られた日から解除される日までの期間に係る徴収金の額とみなす。

- 4 妊産婦の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)を除く。)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

対象収入額等による階層区分			負担基準月額	
			注3に規定する障害福祉サービス等	注4に規定する障害福祉サービス等
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者		円 0	円 0
2	1階層に該当する者以外の者	前年分の対象収入額の年額区分		
3		0円～270,000	0	0
4		270,001～280,000	1,000	500
5		280,001～300,000	1,800	900
6		300,001～320,000	3,400	1,700
7		320,001～340,000	4,700	2,300
8		340,001～360,000	5,800	2,900
9		360,001～380,000	7,500	3,700
10		380,001～400,000	9,100	4,500
11		400,001～420,000	10,800	5,400
12		420,001～440,000	12,500	6,200
13		440,001～460,000	14,100	7,000
14		460,001～480,000	15,800	7,900
15		480,001～500,000	17,500	8,700
16		500,001～520,000	19,100	9,500
17		520,001～540,000	20,800	10,400
18		540,001～560,000	22,500	11,200
19		560,001～580,000	24,100	12,000
20		580,001～600,000	25,800	12,900
21		600,001～640,000	27,500	13,700
22		640,001～680,000	30,800	15,400

22	680,001～720,000	34,100	17,000
23	720,001～760,000	37,500	18,700
24	760,001～800,000	39,800	19,900
25	800,001～840,000	41,800	20,900
26	840,001～880,000	43,800	21,900
27	880,001～920,000	45,800	22,900
28	920,001～960,000	47,800	23,900
29	960,001～1,000,000	49,800	24,900
30	1,000,001～1,040,000	51,800	25,900
31	1,040,001～1,080,000	54,400	27,200
32	1,080,001～1,120,000	57,100	28,500
33	1,120,001～1,160,000	59,800	29,900
34	1,160,001～1,200,000	62,400	31,200
35	1,200,001～1,260,000	65,100	32,500
36	1,260,001～1,320,000	69,100	34,500
37	1,320,001～1,380,000	73,100	36,500
38	1,380,001～1,440,000	77,100	38,500
39	1,440,001～1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上～	注2に規定する額	注2に規定する額

(注)

- 1 身体障害者又は知的障害者(以下「障害者」という。)が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。ただし、行政措置に要する費用を上限とする。

注3に規定する障害福祉サービス等	$81,100円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12$ (100円未満切り捨て)
注4に規定する障害福祉サービス等	$40,500円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12 \div 2$ (100円未満切り捨て)

- 3 施設入所支援、宿泊型自立訓練若しくは旧法知的障害者通所療育(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる知的障害者援護施設(以下「知的障害者援護施設」という。)のうち、同法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通所療育をいう。)を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合、旧法入所施設(知的障害者援護施設のうち、旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設(以下「旧知的障害者更生施設」という。)、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))又は法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる身体障害者更生援護施設(以下「身体障害者更生援護施設」という。)をいう。)、指定医療機関又はのぞみの園を利用する場合
- 4 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は旧法通所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)を利用する場合
- 5 この表において、「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

[改正前 別記]

別表第3(第2条関係)

税額等による階層区分			負担基準額	
			注3に規定する障害福祉サービス等	注4に規定する障害福祉サービス等
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者		円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2, 200	1, 100
C2	税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3, 300	1, 600
D1	前年度分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	前年度分の所得税額の年額区分 0～30, 000円	4, 500	2, 200
D2		30, 001～80, 000	6, 700	3, 300
D3		80, 001～140, 000	9, 300	4, 600
D4		140, 001～280, 000	14, 500	7, 200
D5		280, 001～500, 000	20, 600	10, 300
D6		500, 001～800, 000	27, 100	13, 500
D7		800, 001～1, 160, 000	34, 300	17, 100
D8		1, 160, 001～1, 650, 000	42, 500	21, 200
D9		1, 650, 001～2, 260, 000	51, 400	25, 700
D10		2, 260, 001～3, 000, 000	61, 200	30, 600
D11		3, 000, 001～3, 960, 000	71, 900	35, 900
D12		3, 960, 001～5, 030, 000	83, 300	41, 600
D13		5, 030, 001～6, 270, 000	95, 600	47, 800
D14		6, 270, 001円以上	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用
(注)				
1 障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくすると認められる配偶者又は子(障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。 2 注1の規定にかかわらず、障害者の扶養義務者が負担すべき額が、行政措置に要する費用から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当額控除した額を負担するものとする。 3 施設入所支援、宿泊型自立訓練若しくは旧法知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合、旧法入所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)、指定医療機関又はのぞみの園を利用する場合 4 療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は旧法通所施設(旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設又は身体障害者更生援護施設をいう。)を利用する場合 5 この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。				

ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

- 6 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(那覇市児童福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市児童福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第21条の6の障害福祉サービスのうち、居宅介護、行動援護、児童デイサービス及び短期入所を行った場合において、本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第56条第2項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、<u>別表</u>により算定した額とする。 2～3 [略] [別表 別記]	(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第21条の6の障害福祉サービスのうち、居宅介護、行動援護、児童デイサービス及び短期入所を行った場合において、本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第56条第2項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、<u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号)別紙やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準</u>により算定した額とする。 2～3 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護及び行動援護 30分当たり	児童デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0

B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	100	100
C2	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200
D1	前年度分の所得税額(障害児の所得税を含む。)の年額区分				
D2	0～30,000円	2,200	150	300	300
D3	30,001～80,000	3,300	200	400	400
D4	80,001～140,000	4,600	250	500	600
D5	140,001～280,000	7,200	300	700	1,000
D6	280,001～500,000	10,300	400	1,000	1,400
D7	500,001～800,000	13,500	500	1,300	1,800
D8	800,001～1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D9	1,160,001～1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D10	1,650,001～2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D11	2,260,001～3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D12	3,000,001～3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D13	3,960,001～5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D14	5,030,001～6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
	6,270,001円以上	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用

(注)

- 1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)とする。なお、法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)別表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、行政措置に要する費用を上限とする。
- 2 注1の規定に関わらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第18条第1項の障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助を行った場合において、当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、<u>別表</u>により算定した額とする。 2～3 [略] [別表 別記]	(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収) 第2条 法第18条第1項の障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助を行った場合において、当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、<u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号)別紙やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準</u>により算定した額とする。 2～3 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護及び行動援護 30分当たり	重度訪問介護 1時間当たり	短期入所 1日当たり	共同生活介護又は共同生活援助 1月当たり
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層) 当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1, 100	50	100	100	1, 100

C2	に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	1,600
D1	前年度分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	前年度分の所得税額の年額区分 0～30,000円	2,200	150	300	300	2,200
D2		30,001～80,000	3,300	200	400	400	3,300
D3		80,001～140,000	4,600	250	500	600	4,600
D4		140,001～280,000	7,200	300	600	1,000	7,200
D5		280,001～500,000	10,300	400	800	1,400	10,300
D6		500,001～800,000	13,500	500	1,000	1,800	13,500
D7		800,001～1,160,000	17,100	600	1,200	2,300	17,100
D8		1,160,001～1,650,000	21,200	800	1,600	2,800	21,200
D9		1,650,001～2,260,000	25,700	1,000	2,000	3,400	25,700
D10		2,260,001～3,000,000	30,600	1,200	2,400	4,100	30,600
D11		3,000,001～3,960,000	35,900	1,400	2,800	4,800	35,900
D12		3,960,001～5,030,000	41,600	1,600	3,200	5,500	41,600
D13		5,030,001～6,270,000	47,800	1,900	3,800	6,400	47,800
D14		6,270,001円以上	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用
(注)							
1 身体障害者及びその扶養義務者(身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。))が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)とする。ただし、身体障害者にあつては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から身体障害者が負担する額を控除した額を上限とする。 2 注1の規定に関わらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条							

(那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収） 第2条 法第15条の4の障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助を行った場合において、当該知的障害者又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から法第27条の規定により徴収する費用の額（以下「負担額」という。）は、<u>別表</u>により算定した額とする。 2～3 [略] [別表 別記]	（障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収） 第2条 法第15条の4の障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助を行った場合において、当該知的障害者又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から法第27条の規定により徴収する費用の額（以下「負担額」という。）は、<u>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号）別紙やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準</u>により算定した額とする。 2～3 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

税額等による階層区分			上限月額	負担基準額			
				居宅介護及び行動援護 30分当たり	重度訪問介護 1時間 当たり	短期入所 1日当たり	共同生活介護又は共同 生活援助 1月当たり
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当額年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)		0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100	50	100	100	1,100
C2	税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	1,600
D1	前年度分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	前年度分の所得税額の年額区分 0～30,000円	2,200	150	300	300	2,200
D2		30,001～80,000	3,300	200	400	400	3,300

D3	層に該当する者を除く。)	80,001～140,000	4,600	250	500	600	4,600
D4		140,001～280,000	7,200	300	600	1,000	7,200
D5		280,001～500,000	10,300	400	800	1,400	10,300
D6		500,001～800,000	13,500	500	1,000	1,800	13,500
D7		800,001～1,160,000	17,100	600	1,200	2,300	17,100
D8		1,160,001～1,650,000	21,200	800	1,600	2,800	21,200
D9		1,650,001～2,260,000	25,700	1,000	2,000	3,400	25,700
D10		2,260,001～3,000,000	30,600	1,200	2,400	4,100	30,600
D11		3,000,001～3,960,000	35,900	1,400	2,800	4,800	35,900
D12		3,960,001～5,030,000	41,600	1,600	3,200	5,500	41,600
D13		5,030,001～6,270,000	47,800	1,900	3,800	6,400	47,800
D14		6,270,001円以上	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用	行政措置に要する費用

(注)

- 1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者との同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額)とする。ただし、知的障害者にあつては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注1の規定に関わらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 3 号

平成23年 3 月 1 日

那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市飼い犬条例施行規則(昭和49年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(<u>けい留</u>の方法) 第2条 条例第3条第1項の規定による<u>けい留</u>は、次の各号の<u>一に該当する場合でなければならない</u>。 (1) 飼い犬が<u>公路を通行する人に接触しないものであること</u>。 (2) <u>へいその他の囲壁内において、呼りん等を設けて飼い主に連絡できる装置のないものは、囲壁内通路を通行する人に接触しないものであること</u>。 (3) <u>前2号によることができない場合は、咬こう傷防止用口輪等を装置させること</u>。	(<u>係留</u>の方法) 第2条 条例第3条第1項の規定による<u>係留</u>は、次の各号の<u>方法によらなければならない</u>。 (1) 飼い犬が通行する人に接触しないものであること。 (2) <u>飼い犬が敷地内を通行する訪問者等に接触しないものであること</u>。 2 <u>大型犬又は闘犬種等については、前項の方法に加え、咬こう傷防止用口輪等を装着させるように努めなければならない</u>。 (<u>飼い主の義務</u>) 第3条 条例第3条第1項第3号の規定による<u>飼い犬を移動、訓練又は運動させる場合は、かむ癖のある犬、大型犬又は闘犬種等については、咬こう傷防止用口輪等を装着させるように努めなければならない</u>。
(<u>けい留の除外</u>) 第3条 条例第3条第1項第5号の規定による市長の承認は、<u>飼犬けい留除外申請書(第1号様式)</u>により申請するものとする。 2 前項の申請があったときは、市長はこれを審査し、<u>適当と認めたときは、飼い犬けい留除外許可書(第2号様式)</u>を交付する。 (飼い犬の表示)	(<u>係留の除外</u>) 第4条 条例第3条第1項第6号の規定による市長の承認は、<u>飼い犬係留除外申請書(第1号様式)</u>により申請するものとする。 2 前項の申請があったときは、市長はこれを審査し、<u>適当と認めたときは、飼い犬係留除外許可書(第2号様式)</u>を交付する。 (飼い犬の表示)

<u>第4条</u> 条例第3条第5項に規定する<u>飼犬飼育</u>の表示は、<u>飼い犬飼育票</u>(第3号様式)またはこれに類するものとする。 <u>第5条～第6条</u> [略] (身分を示す証票) <u>第7条</u> 条例第7条第2項の規定による身分を証明する証票は、<u>身分証明証</u>(第6号様式)によるものとする。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] 第3号様式 [略] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]	<u>第5条</u> 条例第3条第4項に規定する<u>飼い犬飼養</u>の表示は、<u>飼い犬飼養票</u>(第3号様式)又はこれに類するものとする。 <u>第6条～第7条</u> [略] (身分を示す証票) <u>第8条</u> 条例第7条第2項の規定による身分を証明する証票は、<u>身分証明書</u>(第6号様式)によるものとする。 (捕獲) <u>第9条</u> 条例第8条第1項の必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) <u>犬が徘徊はいかいしているとき。</u> (2) <u>飼い主が飼い犬を綱、鎖等で制御することなく移動、訓練又は運動させているとき。</u> (3) <u>飼い主が飼い犬を適切に制御できていないと認めるとき。</u> [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] 第3号様式(<u>第5条関係</u>) [略] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
第1号様式

飼 い 犬 け い 留 除 外 申 請 書

昭和 年 月 日

那覇市長 氏 名 殿

申請者 住所
氏名 氏名 ①
(電話 局 番)

飼い犬のけい留を除外していただきますよう申請します。

1 飼い犬の種類等

呼 称

種 類

毛 色

年 令

性 別

体 長 体高

2 登録番号 第 号

注射済票番号 第 回 第 号

3 人畜に害を加えないと判断する理由

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

飼 い 犬 係 留 除 外 申 請 書

年 月 日

那覇市長

様

申請者 住所
氏名
(電話

飼い犬の係留を除外していただきますよう申請します。

1 飼い犬の種類等

呼 称
種 類
毛 色
年 令
性 別
体 長
体 高

2 登録番号 第 号

注射済票番号 第 号

3 人の生命等に害を加えないと判断する理由

[改正前 別記]
第2号様式

那覇市指令 第 号
昭和 年 月 日

住 所
氏 名 殿

那覇市長 氏 名 ㊟

飼 い 犬 け い 留 除 外 許 可 書

昭和 年 月 日申請のあった飼い犬のけい留除外については、次の条件を付して許可します。

1

2

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市長 

飼 い 犬 係 留 除 外 許 可 書

年 月 日申請のあった飼い犬の係留除外については、次の条件を付して許可します。

1

2

[改正前 別記]

第4号様式

飼 い 犬 加 害 届

昭和 年 月 日

那覇市長 氏 名 殿

住 所
届出人 氏 名 ㊟
(電話 局 番)

私の { 所有
占有する飼い犬が、 { 人
管理 家畜に害を加えたので、次のとおり届け出ます。
家禽

- 1 加害犬
登録番号 第 号 注射済票番号 第 回第 号
呼 称 種 類
年 令 性 別
体 長 体 高
毛 色
- 2 被害者
住 所
氏 名 (電話 局 番)
かみ傷の部位程度
家畜、家禽の種類 被害頭数
- 3 加害状況
加害月日時刻 加害場所
けい留の有無 有 無 過去の加害
その他参考事項

[改正後 別記]

第4号様式(第6条関係)

飼 い 犬 加 害 届

年 月 日

那覇市長

様

住所
届出人 氏 名 ㊟
(電話)

私の { 所有
管理 する飼い犬が、 { 人
占有 財産 に害を加えたので、次のとおり届け出します。

1 加害犬

登録番号 第	号	注射済票番号 第	号
呼 称		種 類	
毛 色		年 令	
性 別		体 長	
体 高			

2 被害者

住 所
氏 名 (電話)
かみ傷の部位、程度
財産の種類及び内容

3 加害状況

加害月日時刻	加害場所
係留の有無 有 無	過去の加害
その他参考事項	

[改正前 別記]
第5号様式

那覇市達 第 号
昭和 年 月 日

住 所
氏 名 殿

那覇市長 氏 名㊦

措 置 命 令 書

あなたは、那覇市飼い犬条例第6条の規定により、あなたの飼い犬呼称 に対し次の措置をとることを命じます。

1 飼い犬
呼 称
毛 色
性 別

種 類
年 令

2 措 置

3 理 由

- 注意 1 那覇市飼い犬条例第4条により飼い犬の飼育管理ができなくなった場合は、市長に飼い犬の引取りを申出ることができます。
- 2 この措置命令に従わない場合は、同条例第8条第2項の規定により3万円以下の罰金または科料に処することがあります。

[改正後 別記]

第5号様式(第7条関係)

那覇市達 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

那覇市長 印

措 置 命 令 書

那覇市飼い犬条例第6条の規定により、あなたの飼い犬呼称 に対し次の措置をとることを命じます。

1 飼い犬

登録番号 第	号	注射済票番号 第	号
呼 称		種 類	
毛 色		年 令	
性 別		体 長	
体 高			

2 措 置

3 理 由

注意 この措置命令に従わない場合は、那覇市飼い犬条例第9条第2項の規定により3万円以下の罰金又は科料に処されることがあります。

[改正前 別記]

第6号様式

(表)

写 真	第 号	8 cm
	所 属	
	氏 名	
	年 月 日 生	
	身 分 証 明 証	
	昭 和 年 月 日 交 付	
	(有効期間1年)	
	那覇市長 氏 名 印	
12cm		

(裏)

この証明書を携帯する者は、那覇市飼い犬条例第7条第1項による権限を有する者で、その関係条文は、次のとおりである。 那覇市飼い犬条例(抜粋) (立入調査) 第7条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員をして、飼い犬を飼育している場所およびその他関係のある場所に立ち入って調査させまたは飼い主等に質問させることができる。	(罰則) 第8条 第1項第3号 前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、忌避しまたは質問に対して虚偽の陳述をした者(2万円以下の罰金または科料)
---	--

[改正後 別記]

第6号様式(第8条関係)

(表)

写 真	第 号
	所 属 氏 名
	年 月 日生
	身 分 証 明 書
	年 月 日交付
	那覇市長 印

(裏)

この身分証明書を携帯する者は、那覇市飼い犬条例第7条第1項による権限を有する者で、その関係条文は、次のとおりである。

那覇市飼い犬条例(抜粋)

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、職員をして、飼い犬を飼養している場所及びその他この条例の施行に関連して調査を行う必要があると認められる場所に立ち入って調査させ、又は飼い主及び利害の関係にある者その他調査のために必要と認められる者(次項において「関係人」という。)に対して質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

那覇市規則第 4 号

平成23年 3 月 1 日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則(平成3年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般の派遣職員の給与の特例) <u>第3条 一般の派遣職員(条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)</u>の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該職員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額)との合計額(以下「報酬等の月額」という。))が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額(派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じ	(一般の派遣職員の給与) <u>第3条 一般の派遣職員(条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)</u>の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。))が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。))が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。))であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。))の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により

て得た額とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除した割合	支給割合
100 分の 5 以上 100 分の 10 未満	100 分の 75
100 分の 10 以上 100 分の 15 未満	100 分の 80
100 分の 15 以上 100 分の 20 未満	100 分の 85
100 分の 20 以上 100 分の 25 未満	100 分の 90
100 分の 25 以上 100 分の 30 未満	100 分の 95
100 分の 30 以上	100 分の 100

支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 一般の派遣職員は、那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）第10条第3項の規定により標準号給数（同条第4項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準

2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。 3 [略] 4 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。 5 [略]	<u>となる号給数(同条第5項の規定により読み替えて適用される場合は、読替え後の号給数)をいう。)を昇給するものとする。</u> (2) <u>給与条例付則第13項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定は、一般の派遣職員についても適用があるものとする。</u> 4 第1項に規定する住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。 5 [略] 6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前各項の規定を適用して得た額とする。 7 [略] 8 第1項及び前2項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第 5 号

平成23年 3 月 1 日

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(感謝状等)</u> 第4条 市長は、寄附者に対して <u>感謝状等</u> を贈ることができるものとする。 <u>第6条～第7条</u> 〔略〕	<u>(記念品及び感謝状)</u> 第4条 市長は、寄附者に対して <u>記念品又は感謝状</u> を贈ることができるものとする。 <u>(充当事業)</u> 第6条 市長は、寄附者の寄附金の使途についての <u>指定等を勘案し、寄附金を充当する事業を定めるものとする。</u> <u>第7条～第8条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 191 号

平成 23 年 3 月 1 日

平成 23 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法234条1項に基づき、一般競争入札により契約を締結するので那覇市契約規則第13条の規定により、次のように広告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成23年度那覇市有料広告枠売買契約
- (2) 履行場所 那覇市上之屋1丁目2番1号 秘書広報課
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成23年4月1日
- (5) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年3月24日（木）午前10時
- (2) 場所 那覇市上之屋3丁目2番1号
仮庁舎B棟2階「庁議室」

※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

入札保証金は、第1回目に見積もる契約金額（入札金額）の100分の5相当額を加算した金額の100分の5以上とする。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成23年 3 月14日（月）午後 5 時15分
- (2) 提出場所 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号 仮庁舎 B 棟2階 秘書広報課

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市総務部秘書広報課広報グループ

〒900-8585 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号

電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190

那覇市告示第 192 号

平成 23 年 3 月 1 日

平成 23 年度「広報なは・市民の友」印刷製本業務契約に係る条件付き
一般競争入札の実施について

地方自治法234条 1 項及び地方自治法施行令第167条の五に基づき、条件付き一般競争入札により契約を締結するので那覇市契約規則第13条の規定により、次のように広告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成23年度「広報なは・市民の友」印刷製本業務契約
- (2) 履行場所 那覇市上之屋1丁目2番1号 秘書広報課
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成23年 4 月 1 日
- (5) 履行期間 平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づ

く指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第1および第2の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）

(6) 本市に本店・支店がある業者

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成23年 3 月24日（木）午前11時

(2) 場所 那覇市上之屋1丁目2番1号
仮庁舎B棟2階「庁議室」

※郵送による入札は認めません。

4 入札保証金

入札保証金は、第1回目に見積もる契約金額（入札金額）の100分の5相当額を加算した金額の100分の5以上とする。

5 入札参加資格の確認申請

(1) 提出期限 平成23年 3 月14日（月）午後5時15分

(2) 提出場所 那覇市上之屋1丁目2番1号 仮庁舎B棟2階 秘書広報課

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市総務部秘書広報課広報グループ

〒900-8585 那覇市上之屋1丁目2番1号

電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190

公 告

那覇市公告第 271 号

平成 23 年 2 月 10 日

掲 示 済

平成 23 年度 那覇市消防複写機リース契約の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市消防複写機リース契約
- (2) 履行場所 那覇市消防本部及び各署所
- (3) 履行内容 契約書及び仕様書による
- (4) 契約予定日 平成 23 年 4 月 1 日
- (5) 契約台数 10 台
- (6) 履行期間

※長期継続契約

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

第 2 条第 1 号(又は第 2 号)に基づく長期継続契約)

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

- 1)各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
- 2)予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 23 年 3 月 8 日（火）午後 2 時 0 0 分から
- (2) 場所 消防本部庁舎 4 階 講堂（那覇市銘苅 2－3－8）

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 23 年 3 月 16 日（水）午後 2 時 0 0 分から
- (2) 場所 消防本部庁舎 4 階 講堂（那覇市銘苅 2－3－8）

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

6 郵送による入札は認めない。

7 入札参加資格の確認

入札執行前に、入札に参加しようとする者が、那覇市物品入札参加資格登録業

者であること。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 問い合わせ先

那覇市消防本部 総務課 総務係（担当：折笠）

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号

電話 098-867-0119 F A X 098-869-1190

那覇市公告第 273 号

平成 23 年 2 月 14 日

掲 示 済

「那覇市緊急通報システム事業及び那覇市シルバーハウジング緊急通報システム事業」に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

那覇市緊急通報システム事業及び那覇市シルバーハウジング緊急通報システム事業委託契約

（1）事業内容

市で決定した利用者の自宅に、高齢者でも操作しやすいボタン一つで通話及び急を知らせることができる機器（以下「緊急通報システム機器」という。）を設置し、通報を受けた場合に、速やかな援助を行う。また、久場川市営住宅及び石嶺市営住宅のシルバーハウジング入居者から通報を受けた場合に、速やかな援助を行う。

（2）受託者が行う主な業務

①緊急通報システム機器の貸与、24 時間体制での緊急通報対応等。

②緊急通報システム機器の設置、保守管理、修繕、撤去等。

③利用者の安否確認（定期コール、災害コール等）及び相談サービス等。

シルバーハウジング入居者に対しては、①②の一部が異なる部分あり。

他詳細については、受託者募集要領に記載。

2 入札に参加する者に必要な資格

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

（2）沖縄県内に本店、支店等の事業所がある者

（3）沖縄県内で事業実績が 1 年以上ある者

（4）法人市民税等を完納している者

- (5) 消費税を完納している者
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がない者
- (7) 業務執行において不正行為がない者
- (8) 経営及び信用の状況が良好である者
- 3 説明会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 23 年 3 月 3 日（木）午前 10 時
 - (2) 場所 那覇市役所仮庁舎 B 棟 2 階 庁議室
会場にて受託者募集要領を配布する。
- 4 入札参加申請書の受付期間及び場所
 - (1) 期間 平成 23 年 3 月 4 日（金）から平成 23 年 3 月 15 日（火）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
 - (2) 場所 那覇市役所仮庁舎 C 棟 1 階
ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 23 年 3 月 23 日（水）午後 3 時
 - (2) 場所 那覇市役所仮庁舎 C 棟 1 階 教育福祉委員会室
- 6 入札の無効
入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 お問い合わせ先
那覇市健康福祉部 ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ
電話 098-862-9010（直通）
FAX 098-862-9648（直通）

那覇市公告第 275 号
平成 23 年 2 月 17 日
掲 示 済

「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼について

グループウェアシステム構築業務について情報提供依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼
- 2 依頼内容 グループウェア製品説明、システム構築実績、概算見積等の提出
- 3 提出期限 平成 23 年 3 月 11 日（金）
- 4 問合せ先 那覇市 企画財務部 情報政策課 担当 泉・島袋
TEL:098-861-5044 FAX:098-862-0619
E-Mail : M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp

- 5 詳細内容 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。
- 6 留意事項 本件で提供頂いた情報につきましては、具体的な発注仕様の検討をする際の参考情報として活用させていただきます。システム調達時における提案依頼あるいは競争入札についての指名をお約束するものではないことをご了承ください。

那覇市公告第 283 号

平成 23 年 3 月 1 日

平成 23 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。
よって、地方自治法施行令 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成 23 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託
- (2) 履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設
別表 2：警備業務委託各施設
- (3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書による（入札説明会で仕様書説明）
- (4) 契約予定日 平成 23 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間
 - ア 単年度契約案件
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
 - イ 長期継続契約案件
（那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 1 号(又は第 2 号)に基づく長期継続契約）
※特記事項
長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。
 - 1)各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - 2)予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

- (1) 営業実績が 2 年以上あること。

- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 従業員数(清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数)が5人以上であること。
- (10) 警備業務にあっては公安委員会認定の業者であること。
- (11) 清掃業務にあっては県知事登録業者であること。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札執行の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 23 年 3 月 23 日(水) 午後 1 時 30 分開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 3 階職員研修所

(2) 警備業務委託

日 時 平成 23 年 3 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分開始

場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 3 階職員研修所

4 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 郵送による入札は認めない。

8 留意事項

入札実施後、正当な理由が認められないのに契約を履行しない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

9 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

	施 設 名	担当課（室）	ランク
1	那覇市公民館・図書館	中央公民館	A
2	那覇市民会館	文化振興課	A
3	那覇市役所仮庁舎	管財課	A
4	公設市場	なはまちなか振興課	A
5	那覇市上下水道局庁舎	上下水道局総務課	B
6	新都心銘苅庁舎	管財課	B
7	交通広場及び情報センター	道路管理室	C
8	真和志庁舎	管財課	C
9	壺屋焼物博物館	博物館（壺屋焼物博物館）	C
10	パレット市民劇場	文化振興課	C
11	那覇市消防本部庁舎	消防本部総務課	C
12	那覇市北保健センター	健康推進課	C
13	首里支所庁舎	市民課（首里支所）	C
14	小禄支所庁舎	市民課（小禄支所）	C
15	那覇市歴史博物館	博物館（歴史博物館）	C
16	那覇市中心商店街にぎわい広場	なはまちなか振興課	C
17	喜納ビル	管財課	C

別表 2：警備業務委託各施設

	施 設 名	担当課（室）	ランク
1	新都心銘苅庁舎	管財課	A
2	那覇市役所仮庁舎	管財課	A
3	那覇市上下水道局庁舎	上下水道局総務課	A
4	公設市場	なはまちなか振興課	A
5	壺屋焼物博物館	博物館 （壺屋焼物博物館）	A
6	玉陵・識名園	文化財課	A
7	真和志庁舎	管財課	B
8	首里支所庁舎	市民課（首里支所）	B
9	小禄支所庁舎	市民課（小禄支所）	B
10	那覇市民会館	文化振興課	B
11	真嘉比小学校外 7 校	教育委員会施設課	B
12	安謝小学校外 6 校	教育委員会施設課	B
13	城東小学校外 6 校	教育委員会施設課	B
14	高良小学校外 6 校	教育委員会施設課	B
15	泊小学校外 5 校	教育委員会施設課	B
16	神原小学校外 5 校	教育委員会施設課	B
17	真和志小学校外 5 校	教育委員会施設課	B
18	天妃小学校外 5 校	教育委員会施設課	B
19	若狭外 1 5 市営住宅	市営住宅室	C
20	リサイクルプラザ	クリーン推進課	C
21	那覇市し尿等下水道放流施設	クリーン推進課	C
22	まちづくり協働推進課及び協働大使活動 支援センター	市民協働推進課	C
23	久茂地公民館・図書館	中央公民館	C
24	交通広場及び情報センター	道路管理室	C
25	漫湖公園外各公園	公園管理室	C
26	那覇市緑化センター棟	公園管理室	C

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第6号

平成 23 年 2 月 3 日

掲 示 済

那覇市体育施設の指定管理者の指定について

那覇市体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成22年12月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会

教育長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名称

所在地

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 那覇市民体育館 | 那覇市字識名 1227 番地 |
| (2) 漫湖公園市民庭球場 | 那覇市鏡原町37番1号 |
| (3) 那覇市民首里石嶺プール | 那覇市首里石嶺町2丁目70番地9 |

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 那覇市体育協会

所在地 那覇市字識名1227番地

代表者 会長 石川秀雄

3 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

消防本部公告

那覇市消防本部公告第 3 号

平 成 2 3 年 2 月 1 0 日

掲 示 済

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条第4項及び法第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第8条第5項及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

那覇市消防本部
消防長 宮平 智

命令事項

- 1 防火対象物の所在地 那覇市泊二丁目22番地10
- 2 防火対象物の名称 シティーフロント春海ユースホテル
- 3 命令を受けた者 大浜 皓
- 4 命令事項
 - (1) 平成23年2月25日までに、消防計画を作成し、那覇市中央消防署長に届けること。
 - (2) 平成23年3月31日までに、自動火災報知設備を有効に作動することができるように改修すること。
 - (3) 平成23年3月31日までに、2階に設置されている避難器具(緩降機)を使用できるように改修すること。
 - (4) 平成23年3月31日までに、2階、3階及び4階に設置されている誘導灯(非常照明兼用型階段通路誘導灯を含む。)の予備電源を改修すること。
- 5 命令年月日 平成23年2月10日

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

平 成 2 3 年 2 月 1 5 日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般競争入札参加の制限) 第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させてはならない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合についても同様とする。 2 [略]	(一般競争入札参加の制限) 第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると管理者が認めるときは、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合についても同様とする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条第1項の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の事実により地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。